

県北広域振興局長告示第21号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第27条の規定により、平成24年4月1日付けで指定障害児入所施設を次のとおり指定したものとみなす。

平成24年4月20日

県北広域振興局長 松岡 博

福祉型障害児入所施設

事業所番号	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
0353200017	奥中山学園	二戸郡一戸町中山字大塚4番地6	社会福祉法人カナンの園